

鹿児島県林地開発行為に係る処分基準

(趣旨)

第1条 この処分基準は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に規定する監督処分について、監督処分をするかどうか又はどのような内容の処分とするかについて、基準を定めるものである。

(対象となる監督処分)

第2条 この処分基準の対象となる監督処分は、次の各号に掲げる不利益処分とする。

- (1) 法第10条の3の規定による中止命令及び復旧命令
- (2) 法第10条の2第1項の許可を受けた者に対する当該許可の取消し

(処分基準)

第3条 知事は、林地開発行為及びその行為を実施する者が、次表に掲げる「処分基準」のいずれかに該当するときは、同表に掲げる「監督処分」を行うものとする。

ただし、監督処分の必要性については、具体的事案に即して判断するものとし、森林の有する公益的機能の維持に支障がないと認められ、かつ行政指導によって林地開発行為者の適正な措置その他の改善が見込まれるときは、監督処分を行わないことができるものとする。

監督処分	処分基準
1 開発行為の中止命令、 復旧命令	① 法第10条の2第1項の許可を受けずに実施している開発行為 ② 法第10条の2第4項の許可に附された条件に違反して実施している開発行為 ③ 偽りその他不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けて実施している開発行為
2 許可の取消し	① 法第10条の3の規定による命令に違反した者 ② 偽りその他不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けた者 ③ 法第10条の2第4項の規定による許可に附された条件に違反した者

附 則 この基準は、令和6年11月1日から施行する。